

島 第 号
年 月 日

補 正 通 知 書

様

実施機関名

○印

年 月 日付けで提出された情報公開請求書は、次のとおり不備がありますので、島本町情報公開条例第6条第3項の規定により補正を求めます。

補正をする事項	
提出期限	年 月 日
添付書類	
補正書提出先 (担当課)	所在地 〒618— 部 課(電話 —)

注 提出期限までに補正できない場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

島 第 号
年 月 日

決定期間延長通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、島本町情報公開条例第7条第3項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

請求に係る情報の名称又は内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当部局	部 課 電話 ー

一部公開決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおりその一部を公開することと決定したので島本町情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。

請求に係る情報の名称又は内容	
請求に係る情報の名称又は内容に基づき特定した情報	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() (<input type="checkbox"/> 郵送)
公開の日時	年 月 日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで
公開の場所	
公開しないことと決定した部分	
公開しない理由	
※公開しないことと決定した部分の公開予定日	年 月 日
担当部局	部 課 電話 ー

- (教示) この決定に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。
- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により実施機関に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。)
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島本町を被告として(訴訟において島本町を代表する者は、____)となります。)大阪地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 注 1 指定された公開の日時に来所できない場合は、あらかじめ担当部局に連絡してください。
2 ※印の欄には、請求に係る情報の一部を公開しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるので、その期日を記入していますので、その日以降あらためて請求してください。ただし、期日の明示の有無にかかわらず請求があった日から起算して3か月以内に公開しないこととした理由がなくなったときは、実施機関から公開する旨の通知を請求者に送付します。
3 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

非公開決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり公開しないことと決定したので島本町情報公開条例第7条第3項の規定により通知します。

請求に係る情報の名称又は内容	
請求に係る情報の名称又は内容に基づき特定した情報	
公開しない理由	
※ 公開予定日	年 月 日
担当部局	部 課 電話 ー

(教示) この決定に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により実施機関に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。)
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島本町を被告として(訴訟において島本町を代表する者は、となり。)

注 ※印の欄には、請求に係る情報を公開しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときにその期日を記入していますので、その日以降あらためて請求してください。ただし、期日の明示の有無にかかわらず請求があった日から起算して3か月以内に公開しないこととした理由がなくなったときは、実施機関から公開する旨の通知を請求者に送付します。

島 第 号
年 月 日

情報存否応答拒否決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、島本町情報公開
条例第6条の2の規定により、次のとおり情報の公開請求を拒否することと決定しまし
たので通知します。

請求に係る情報の名称 又は内容	
請求を拒否する理由	
※拒否理由がなくなる予定 時期	年 月 日
担 当 部 局	部 課 電話 ー

(教示) この決定に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により実施機関に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。)
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島本町を被告として(訴訟において島本町を代表する者は、となります。)大阪地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

注 ※印の欄には、請求に係る情報を公開しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときにその期日を記入していますので、その日以降あらためて請求してください。ただし、期日の明示の有無にかかわらず請求があった日から起算して3か月以内に公開しないこととした理由がなくなったときは、実施機関から公開する旨の通知を請求者に送付します。

様式第9号(第5条の2関係)

島 第 号
年 月 日

情報公開決定等期間特例延長通知書

様

実施機関

⑩

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、島本町情報公開条例第7条の2の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

請求に係る情報の名称又は内容		
当初の決定期限	年 月 日	
情報公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき公開決定等をする期限及びその部分	期限	年 月 日
	部分	
残りの情報について公開決定等をする期限	年 月 日	
島本町情報公開条例第7条の2を適用する理由		
担当課	部 課	電話 ー

様式第10号（第5条の3関係）

島 第 号
年 月 日

意見照会書

様

実施機関

印

島本町情報公開条例に基づき、 年 月 日付けで公開請求のありました情報に、あなた（貴団体）に関する情報が記録されています。

つきましては、同条例第7条の3第1項の規定により次のとおり通知しますので、この情報を公開することに関し、ご意見があれば、別紙「情報公開決定等に係る意見書」を提出してください。

請求に係る情報の名称又は内容	
上記情報に記録されているあなた（貴団体）の情報の内容	
提出期限	年 月 日
意見書提出先 (担当部局)	所在地 〒618- 大阪府三島郡島本町
	部 課 電話 ー
備考	

島 第 号
年 月 日

意見照会書

様

実施機関

印

島本町情報公開条例に基づき、 年 月 日付けで公開請求のありました情報に、あなた（貴団体）に関する情報が記録されています。

つきましては、同条例第7条の3第2項の規定により次のとおり通知しますので、この情報を公開することに関し、ご意見があれば、別紙「情報公開決定等に係る意見書」を提出してください。

請求に係る情報の名称又は内容	
上記情報に記録されているあなた（貴団体）の情報の内容	
提出期限	年 月 日
意見書提出先 (担当部局)	所在地 〒618- 大阪府三島郡島本町
	部 課 電話 ー
備考	

年 月 日

情報公開決定等に係る意見書

実施機関

様

提出者

住 所（法人その他の団体にあつては事務所等の所在地）

氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

連絡先

電 話

年 月 日付け島 第 号で照会のあつた件についての意見は、次のとおりです。

請求の対象となつた情報	
公開についての意見	<input type="checkbox"/> 公開してもよい。 <input type="checkbox"/> 公開に反対する。
公開に反対する場合の理由	

島 第 号
年 月 日

情報公開決定に係る通知書

様

実施機関

印

年 月 日付け島 第 号で照会し、御意見をいただきましたあなた（貴団体）に関する情報が記録されている情報の公開について、次のとおり決定しましたので通知します。

請求に係る情報の内容	
公開決定したあなたの情報の内容及びその理由	1 公開 2 一部公開
情報を公開する日	年 月 日
担当部局	部 課 (電話 96 -)
備考	

(教示) この決定に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により実施機関 _____ に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。)
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島本町を被告として(訴訟において島本町を代表する者は、 _____ となります。)大阪地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第14号(第8条関係)

年 月 日

情報閲覧等審査請求書

実施機関

様

審査請求人

次のとおり、審査請求をします。

1 審査請求人の氏名、年齢及び住所

氏名 年齢 歳 住所

2 審査請求に係る処分

が 年 月 日付け島 第 号で審査
請求人に対して行った 決定処分

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

年 月 日

4 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分（のうち を公開・非公開とした
部分）を取り消し、公開・非公開するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求に係る処分は、次のとおり違法・不当である。

（審査請求人の主張等を具体的に記載する。）

5 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。（1）この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関 に審査請求をすることができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。（2）この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島本町を被告として（訴訟において島本町を代表する者は、 ）となります。）大阪地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、(1)の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。」との教示があった。

様式第16号（第11条関係）

島 第 号
年 月 日

諮 問 書

島本町情報公開・個人情報保護審査会

会長 様

実施機関

情報公開について、別添（写）のとおり審査請求がありましたので、島本町情報公開条例第11条の2第1項の規定に基づき諮問します。

（添付書類）

- 1 情報閲覧等審査請求書（写）
- 2 情報公開請求書（写）
- 3 非公開（部分公開）決定通知書（写）
- 4 決定期間延長通知書（写） ※決定期間延長の場合
- 5 部分公開情報（写） ※部分公開の場合
- 6 公開請求対象情報（写）
- 7 情報不存在による非公開決定通知書（写）
- 8 弁明書（正本及び副本）

注 上記添付書類の内、本請求書に添付した書類については、その情報番号を○で囲む。

情報閲覧等審査請求裁決書

審査請求人

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から 年 月 日付で提起された島本町情報公開条例（昭和58年島本町条例第24号）第7条第1項の規定による情報の非公開（一部公開）決定処分に対する審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文
理 由

第1 事実

第2 請求人の審査請求の趣旨及び主張要旨

第3 裁決の理由

よって、主文のとおり裁決する。

年 月 日

実施機関

印

